

陳情第4号介護保険制度の改善を求める陳情（介護する人、受ける人がともに大切にされる制度に）賛成の立場で討論に参加いたします。

厚生労働省は、介護保険見直しの議論を行っていましたが、年内取りまとめを見送ることとし、一般質問の答弁にあったように、要介護1、2の生活援助サービスの市町村への移行、つまり介護保険から外すという提案と、ケアプラン有料化等は見送られることとなりました。しかし、年明けから見直しの議論を進め、夏までには結論を出していくとの報道がありました。介護保険の改悪についての議論は再開されるものと考えられ、夏まで各地の議会からこのような陳情を上げていくことがタイミングとして望ましいと考えています。なぜなら、今回の年内の取りまとめについても、介護保険に関わる多くの関係者、当事者の反対の声が、利用者サービスに影響がある項目を先送りしてきた経緯があります。制度を使いやすく、本来の介護保険の制度の柱である、介護を社会で支えるという理念から離れないように、私たちは声を上げ続けなければならないからです。

冒頭で申し上げた市町村への移行は、自治体の格差が生じると言われ、報酬単価が抑えられる、受皿がないという状況も生まれてしまうリスクもあります。また、ケアプランの有料化については、制度が複雑化し過ぎており、利用のハードルが上がる、ケアマネさんの合格率が低いのに志望者がますます減って、ケアマネさん淘汰が生じ人出不足がさらに進んでしまう。有料化により利用の抑制とケアの質の低下を招きかねません。政府のシナリオとしては、この2点のほかに、対象者を制限するため、要介護3以上の重症者に限定する、利用者負担は、所得に応じて1割と2割（2割の対象は単身世帯で280万円以上）、3割（3割の対象は、340万円以上）、これを改定して原則2割負担へとした場合9割の方が1割から2割負担へと想定されるそうです。これらはこの介護保険制度の空洞化を招きかねません。

また、介護従事者の給与に関する課題について、そもそも2000年に始まった介護保険制度ですが、介護職の処遇改善と併せて語られる、保育士の処遇改善は、これまで女性が家庭の中で担ってきた仕事であったことから、社会における評価が高くなかったことが問題で、実は専門性が求められ、心身ともに重労働でありながら賃金の低さが問題です。介護の現場では、男性の職員も多く見られるようになりました。介護現場で働く男性の賃金が低いからと問題にされるというわけではなく、今後も粘り強い処遇改善が必要です。よく賃金の問題が語られるときに、全産業平均水準についても比較されますが、職業による給与水準を図れるものでしょうか。先ほども申し上げましたが、精神的にも肉体的にもかなりの重労働であることが容易に想像でき、そしてその家族との関係性も含め多くの課題を抱えています。この陳情に反対する意見として世代間の

格差に言及されます。しかし、世代間において不公平が生じていることが問題なのではないでしょうか。

制度として、この介護保険を継続させていくことは、今の若い世代にとっても、将来の安心につながるものであり、決して世代間を分断させ、税金の使い方として世代間で取り合うようなものではなく、国に対して社会保障を充実させることを主張していくべきです。

再度申し上げますが、年内見送りとなった経緯は、介護に携わる方々やその社会保障の在り方を提言する市民運動の成果だったことは明らかです。政府は、常套手段としてアドバルーン発言を行い、世論や関係者の動向を見ています。私は陳情項目2の全額公費については異なった考えを持っており、国費の増額を求めるものですが、趣旨としてはこの陳情に賛成するものです。常に暮らしの声を響かせていくことは大変重要です。これは誰にでも訪れる年を取ってもこのまちで暮らし続けるためには必要な制度であり、この陳情に賛成の討論といたします。